

# 新型コロナウイルスの対応について

## 1. 証明方法（新型コロナウイルス感染症と診断された場合）

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、出席停止扱いとなりますので、本校指定の新型コロナウイルス感染症証明書（保護者記入）に以下の内容を保護者が記入して下さい。

※本校指定の新型コロナウイルス感染症証明書（保護者記入）は、保健室または本校ホームページに載せています。

- 1 学年・組・番 生徒氏名
  - 2 診断をうけた日付
  - 3 新型コロナウイルス感染症は発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで出席停止ですので、自宅で体温を測定（午前・午後の2回測定）し、証明書に記入して下さい。
  - 4 可能であれば、裏に検査結果を添付して下さい。
  - 5 登校する際に、お子さまに本校指定の新型コロナウイルス感染症証明書（保護者記入）を担任まで提出させて下さい。
  - 6
- ※ 本校指定の新型コロナウイルス感染症証明書（保護者記入）がないと出席停止扱いにはなりません。

## 2. 学級閉鎖等の措置について

学級や学年で新型コロナウイルス感染症や新型コロナウイルス感染症様症状で欠席者が増えた場合、感染拡大を防ぐために学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の措置をとります。

流行状況により対応の仕方も随時異なりますので、新型コロナウイルス感染症に罹った場合は、必ず学校に連絡して下さい。